

東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金事務取扱基準

この基準は、東浦町住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という）第13条の規定に基づき、その運用に必要な事項を定めるものとする。

1 要綱第3条関係

- (1) 建売住宅供給者からのシステム付き住宅の購入者の取扱いは、対象機器を設置した住宅に仮契約等がされて居住者が明確な場合に対象とする。
- (2) 集合住宅へ設置するとして一室に居住する者からの申請は、要綱第3条第1号の規定を準用し不可とする。
- (3) 第三者が所有する住宅に居住する者は、当該住宅への施設の設置について所有者の承諾を得るものとする。

2 要綱第4条関係

当該各号に定める補助金の額を下回る額での申請はできないものとする。

3 要綱第5条関係

- (1) 二世帯住宅のそれぞれの申請は、以下の要件を満たすものであること。
 - ① 玄関、台所、トイレがそれぞれに設置されていること。
 - ② 壁、ドア等で仕切りがあること。
 - ③ 風呂は1箇所以上であること
- (2) 新築時における申請可能時期は、基礎、柱などが施工され、設置場所が確定した後に申請ができることとする。
- (3) 申請者は生計を一にする居住世帯の代表者とする。この場合必ずしも住民基本台帳の世帯主と限らない。

4 要綱第8条関係

補助対象システムの設置に要した費用に係る領収書の写しは、システムごとの領収金額がわかるよう明記されたものであること。

5 要綱第10条関係

減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める耐用年数を勘案して町長が定める期間については、次の表のとおりとする。

対象システム	期間
住宅用太陽光発電施設	17年
家庭用エネルギー管理システム	5年
定置用リチウムイオン蓄電システム	6年
家庭用燃料電池システム	6年
電気自動車等充給電設備	5年
自然循環型太陽熱利用システム	15年
強制循環型太陽熱利用システム	15年

附 則

この基準は、平成 23 年 6 月 14 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 25 年 1 月 4 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。